

機械等の取得価額に関する明細書

連 事 年	結 業 度	・ ・ ・	・ ・ ・	法人名	()
-------------	-------------	-------------	-------------	-----	------------

税 額 控 除 に 関 す る 規 定 の 該 当 条		1	震 災 特 例 法 第 25 条 の 2 ・ 震 災 特 例 法 第 25 条 の 2 の 2 ・ 震 災 特 例 法 第 25 条 の 2 の 3				
事 業 の 内 容 及 び 認 定 地 方 公 共 団 体 の 名 称 等 、 提 出 企 業 立 地 促 進 計 画 の 提 出 の あ っ た 日 等 又 は 避 難 等 指 示 が 解 除 さ れ た 日 等		2					
資 産 区 分	種 類	3					
	構 造 、 設 備 の 種 類 又 は 区 分	4					
	細 目	5					
	取 得 年 月 日	6	平 ． ．	平 ． ．	平 ． ．	平 ． ．	平 ． ．
	事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	7	平 ． ．	平 ． ．	平 ． ．	平 ． ．	平 ． ．
取 得 価 額	取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	8	円	円	円	円	円
	法 人 税 法 上 の 圧 縮 記 帳 に よ る 積 立 金 計 上 額	9					
	差 引 改 定 取 得 価 額 (8) - (9)	10					
機 械 設 備 等 の 概 要							

別表六の二十九付表 平二十六・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二（十九） 付表の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第25条の2第2項《連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》、第25条の2の2第2項《連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》又は第25条の2の3第2項《連結法人が避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「事業の内容及び認定地方公共団体の名称等、提出企業立地促進計画の提出のあった日等又は避難等指示が解除された日等2」は、次により記載します。

(1) 連結法人が震災特例法第25条の2第2項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第1項に規定する認定地方公共団体の名称及び同項の表の各号のいずれかの区域の名称を記載します。

(2) 連結法人が震災特例法第25条の2の2第2項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第1項に規定する提出企業立地促進計画の提出のあった日（企業立地促進区域（同項に規定する企業立地促進区域を

いいます。以下同じ。）の変更により新たに企業立地促進区域に該当することとなる区域にあつては、当該変更について提出のあった日）及び福島復興再生特別措置法第4条第4号イからホまで《定義》に掲げる指示の全てが解除された日を記載します。

(3) 連結法人が震災特例法第25条の2の3第2項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第1項に規定する避難等指示が解除された日及び福島復興再生特別措置法第4条第4号ハに掲げる指示が解除された日を記載します。

3 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額9」には、法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入》の規定の適用を受ける場合（法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限り、）において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときに、その積み立てた金額（積立限度超過額を除きます。）を記載します。

4 「機械設備等の概要」には、減価償却資産が震災特例法第25条の2第1項の表の各号の第5欄に掲げる資産又は同法第25条の2の2第1項若しくは第25条の2の3第1項に規定する特定機械装置等に該当することの詳細を記載します。